

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)のお知らせ

電力・ガス・食料品等の価格高騰により家計負担が増加していることを踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、価格高騰重点支援給付金(3万円)を支給します。

●支給対象者

基準日(令和5年6月1日)時点で小坂町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

※基準日以降に小坂町へ転入された方は、転入前の市区町村へお問い合わせください。

●手続き方法

世帯の状況により、手続き方法が異なります。

(1) 令和4年度から世帯主に変更がなく、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円)の給付を受けている世帯

⇒7月中旬に世帯主あてにお知らせを送付します。

通知書に記載されている振込先口座に変更がない場合は手続き不要です(変更がある場合は手続きが必要)。

(2) 令和5年度に新たに非課税世帯に該当する世帯・前回給付金が代理人請求の世帯等

⇒7月中旬に世帯主あてに確認書を送付します。内容を確認の上、同封の返信用封筒で返信してください。

(3) 令和5年1月2日以降に小坂町に転入した世帯

⇒給付金を受けるためには、申請が必要です。対象世帯には8月末までに申請書を送付しますので、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返信してください。

●支給額 1世帯当たり3万円

●申請期限 10月2日(月)



■申請・お問い合わせ先 総務課企画財政班(TEL29-3907)

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)のお知らせ

食品等の物価高騰に直面し、家計が悪化している低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

※すでに今年度、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給済の方は対象外です。

●支給対象者

① 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を受け取った方【申請は不要です】

② 平成17年4月2日以降(障害児の場合は平成15年4月2日以降)令和6年2月29日までに出生した子どもを養育し、令和5年度の住民税が非課税、または令和5年1月1日以降の収入が急変し、非課税相当の収入となった方

【申請が必要です】

●支給額 児童1人あたり5万円

●申請期限 令和6年2月29日(木)

●必要書類

- ・申請書類一式(福祉課窓口で受け取ることができます。)
- ・本人確認書類の写し(免許証等)・受取口座が確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカード)
- ・申請者と対象児童との関係性を確認できる書類(戸籍謄本等)
- ・申請者及び扶養義務者の給与明細や年金振込通知書等の令和5年1月以降の収入額がわかる書類
- ・課税証明書(令和5年1月1日以降に転入してきた方のみ)



■申請・お問い合わせ先 福祉課町民福祉班(TEL29-3925)